

桑名市民芸術文化祭協賛事業

1. 名称

桑名市民芸術文化祭協賛事業

2. 趣旨

市民芸術文化祭の開催期間を中心として、桑名市文化協会会員が行う事業のうち市民芸術文化祭の目的に沿ったものを協賛事業とします。

3. 目的

市民芸術文化祭は、市民の積極的な参加を得て、様々な文化活動を広く交流することにより地域文化の振興を図り、文化の薫り高い地域社会の形成を目指すことを目的とします。

4. 対象期間

原則として8月から翌年3月までの間に開催される事業とします。

5. 協賛事業の条件

市民芸術文化祭は、次の条件を原則とし、文化協会理事会が認めるものとします。

(1) 主催者について

主催者は、文化協会会員であること。

(2) 事業内容について

事業の内容が、次の各号に合うものとします。

ア. 事業の内容が市民芸術文化祭の内容に沿うもの

イ. 事業が一般の人に公開されるもの

ウ. 政治的・宗教的目的を有しないもの

エ. 営利を目的としないもの

オ. 事業の実施に当たっては、事故防止対策・公衆衛生対策などに十分な措置が講ぜられているもの。

6. 事業経費

事業の経費は、すべて主催者負担とします。

7. 協賛事業の事務手続き

主催者は、当該事業が実施される2ヶ月までに、協会理事宛に申込書を提出して下さい。

8. 決定

協賛事業の決定については、文化協会会長が「協賛事業の条件」に基づいて決定し、主催者に文面にてお知らせします。

9. 実施報告

協賛事業が終了した後、1ヶ月以内に報告書を提出して下さい。